

日本学生支援機構奨学生 各位

平成20年4月以降の奨学金辞退手続き について

このことについて、下記に該当する学生は、インターネットによる適格認定継続願の手続きは行わず、至急『異動願』を提出すること。

記

1. 対象学生

平成20年4月以降奨学金の交付辞退を希望する者
平成20年4月以降日本学術振興会特別研究員に
採用内定されている者

2. 異動願提出先

教育学部・教育学研究科教務係

平成19年12月17日

教育学部長
教育学研究科長
教育情報学教育部長